

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定は、国の機関及び法第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画を策定している地方公共団体については、適用しない。</p> | <p>(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定は、国の機関及び法第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画を策定している地方公共団体については、適用しない。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |   |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。